

未熟児養育医療給付の申請について

未熟児養育医療給付とは・・・

身体の発育が未熟のまま生まれ、入院を必要とするお子さんが指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を公費により負担する制度です。

市が発行した「養育医療券」を指定医療機関に提示することにより、入院治療費と食事療養費（ミルク代）について、健康医療保険適用後の自己負担額を市が公費負担します。

ただし、世帯の市町村民税額に応じて入院治療費の一部は自己負担となりますので、市から発行する「納入通知書」により金融機関でお支払いいただくことになります。

なお、こども医療受給者証をお持ちの方は、お支払いいただく自己負担分が医療助成の対象となります。

※制度のしくみおよび自己負担額については、裏面をご参照ください

●次の必要書類等をそろえて、申請をしてください●

令和8年7月～令和9年6月申請の場合

	必要書類	内容説明
1	養育医療給付申請書	窓口でお渡しします
2	養育医療意見書	// 担当医が記載
3	世帯調書	// 対象児と生計を一緒にしている者全員を記載
4	お子さんの健康保険の資格確認書	（国保の場合）医療保険係で手続き （社会保険の場合）勤務先で手続き
5	市民税に関する証明	世帯調書に記載された全員について必要 令和8年度所得課税証明書（市民税係で発行） ※令和8年1月1日に網走市在住で、同意書により市民税課税状況について確認することに同意している場合は省略できます
6	生活保護に関する証明	同意書により担当係に確認することに同意している場合は省略できます

不明な点がございましたら、担当係までお問い合わせください。



【問い合わせ・書類提出先】

網走市役所 子育て支援課 こども家庭⑨窓口
〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地
TEL 0152-67-5426（直通）

●未熟児養育医療のしくみ●

入院にかかる医療費（10割）		保険適用対象外
医療保険適用分 （8割＋高額療養費分） ↓ 加入している健康保険 （国保・社保等）が負担	自己負担分 （2割） ↓ 市が立て替え払い ↓ 保護者等の所得割額に応じ 自己負担金発生 ↓ 納入通知書で市に支払 【委任状】 ↑ こども医療費で助成	差額ベッド代・ おむつ代など ↓ 病院窓口で支払い

●自己負担額基準額表●

階層	世帯の階層（細）区分			徴収基準 月額（円）	加算基準 月額
A	・生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律による支援給付世帯			0	徴収基準 月額の10%
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯			2,600	
C	A階層を除き当該年度の市町村民税均等割の額のための課税世帯			5,400	
D	A階層、B階層及びC階層 を除き当該年度分の市町村民 税の課税世帯であって、 その市町村民税所得割の額 が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 15,000円以下	D1	7,900	
		15,001から21,000円	D2	10,800	
		21,001から51,000円	D3	16,200	
		51,001から87,000円	D4	22,400	
		87,001から171,300円	D5	34,800	
		171,301から252,100円	D6	49,400	
		252,101から342,100円	D7	65,000	
		342,101から450,100円	D8	82,400	
		450,101から579,000円	D9	102,000	
		579,001から700,900円	D10	123,400	
		700,901から849,000円	D11	147,000	
		849,001から1,041,000	D12	172,500	
		1,041,001から1,222,500円	D13	199,900	
		1,222,501から1,423,500円	D14	229,400	
		1,423,501円以上	D15	全 額	

※同一の世帯から同時に2人以上の方が給付を受けた場合の徴収基準月額、1人目の方は上表の徴収基準月額とし、2人目以降の方は上表の加算基準月額とします。